

○城里町行政財産使用料徴収条例施行規則

平成17年 2 月 1 日

規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、城里町行政財産使用料徴収条例（平成17年城里町条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 行政財産の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書により町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により使用を許可するときは、使用許可書を交付する。

(使用許可の取消し等)

第3条 町長は、行政財産の使用許可を取り消し、又は変更させるときは、使用取消（変更）通知書を使用者に交付する。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を町長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の常北町、桂村又は七会村の行政財産の使用に関しなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。